

## 宇治田原町入札監視等委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治田原町入札監視等委員会設置要綱（令和3年要綱第20号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象の契約)

第2条 要綱第2条の契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 建設工事及び除草、剪定その他建設工事に関する業務の請負であって予定価格が130万円以上のもの

(2) 測量、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、不動産鑑定及び計量証明の業務の請負であって予定価格が50万円以上のもの

(3) 物品の購入及び前2号に該当しない業務の請負であって予定価格が80万円以上のもの（所掌事務の内容）

第3条 要綱第2条第1号に規定する所掌事務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指名停止の運用状況

(2) 談合情報への対応状況

(3) 宇治田原町入札監視等委員会（以下「監視等委員会」という。）が抽出した契約に関し、一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯並びに随意契約により契約を締結した理由

2 要綱第2条第2号に規定する所掌事務の内容は、入札及び契約の過程についての苦情の申立てを町長に行った者で、当該苦情に対する町長の回答に不服があるものが行う町長に対する再度の苦情（以下「再苦情」という。）

(抽出の方法等)

第4条 前条第1項第3号の規定による契約の抽出は、会議の2週間前までに入札契約方式別発注案件一覧表（別記第1号様式）により行うものとする。

2 監視等委員会は、前項の契約の抽出に関する事務を、あらかじめ委員の互選により選出した委員に委任することができる。

(会議)

第5条 要綱第2条第1号に規定する事項に関する会議は、原則として5月及び11月に開催する。この場合において、会議で審議する第3条第1号に定める所掌事務の内容については、5月に開催する会議にあつては、前年度の10月1日から3月31日までの間における状況等を、11月に開催する会議にあつては、当該年度の4月1日から9月30日までの間における状況等を対象とする。

2 監視等委員会は、要綱第2条第1号に規定する事項に関する会議の開催に当たっては、町長に対し、総括表（別記第2号様式）、入札契約方式別発注案件一覧表（別記第1号様式）、指名停止等の運用状況一覧表（別記第3号様式）、談合情報対応状況一覧表（別記第4号様式）、抽出案件説明書（一般競争入札）（別記第5号様式）、抽出案件説明書（指名競争入札）（別記第6号様式）及び抽出案件説明書（随意契約）（別記第7号様式）の提出を求めるものとする。

3 要綱第2条第2号及び同条第3号に規定する事項に関する会議は、町長が必要に応じ開催する。

4 要綱第2条第2号に規定する事項に関する会議は、再苦情の申立てを行った者及び町長から提出された書面に基づき行うものとする。

5 監視等委員会は、必要があると認めるときは、町長に対し、抽出した契約に関する関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、その他必要な協力を求めることができる。

(公表)

第6条 監視等委員会は、会議の議事録を作成し、速やかにこれを公表するものとする。ただし、非公開とした会議の議事録についてはこの限りでない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月15日から施行する。